

諮問庁：特許庁長官

諮問日：令和6年7月29日（令和6年（行情）諮問第845号）

答申日：令和7年2月26日（令和6年度（行情）答申第957号）

事件名：第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会
資料・議事要旨等の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる11文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年9月24日付け20210727特許7により特許庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書1（令和3年12月29日付け）

後日補充致します。

（2）審査請求書2（令和4年1月18日付け）

原処分は、違法かつ不当である。即ち、特定職員や「ある女性幹部」に関する会議議事録・会議開催年月日・出席者名簿・提出書類・議会における想定問答集・検討書・報告書等は存在しているはずである。

よって、原処分を取り消すべきであるとの決定を求める。

（3）審査請求書3（令和4年1月18日付け）

原処分は、違法かつ不当である。即ち、議会における想定問答集や「I o T（モノのインターネット）時代の到来を庁内でいち早く予測した。情報システム室での経験や産業界、学术界との交流」に関する文書も開示していただきたい。

よって、原処分を取り消すべきであるとの決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問の概要

（1）審査請求人は、令和3年7月26日付けで、法3条に基づき、特許庁

長官に対し、本件請求文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は同月２７日付けでこれを受理した。

（２）本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書につき、その一部を不開示とする決定を令和３年９月２４日付けで行った。

（３）原処分に対して、審査請求人は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）２条の規定に基づき、令和３年１２月２９日付けで、諮問庁に対して、原処分の取り消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、諮問庁は令和４年１月４日付けでこれを受理した。

（４）本件審査請求を受け、諮問庁は、原処分の妥当性につき改めて慎重に精査したが、本件審査請求には理由がないと認められるので、諮問庁による裁決で本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

２ 原処分における処分庁の決定及びその理由

（１）本件開示請求に対し、処分庁は、令和３年９月２４日付けで、本件対象文書として別紙の２に掲げる文書１ないし文書１１を特定した。

（２）不開示とした部分

文書４のうち資料３、文書５のうち資料１及び資料３、文書６のうち資料３、文書７のうち資料３、文書９のうち資料２、文書１０のうち資料２を不開示とした、文書を不開示とした理由は、国の機関内部の審議、検討等に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある情報であるため（法５条５号）である。

３ 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、原処分に対して、議会における想定問答集や、議会における想定問答集や「ＩｏＴ（モノのインターネット）時代の到来を庁内でいち早く予測した。情報システム室での経験や産業界、学術界との交流」に関する文書も開示すべき旨主張している。

議会における想定問答集、すなわち、「第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会における想定問答集」については、担当課において改めて「第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会」に関する登録中の行政文書等の調査を行ったが、該当する可能性のある文書は確認できず、作成した痕跡も見当たらなかったため、当該文書は存在しない。

また、請求人は、「ＩｏＴ（モノのインターネット）時代の到来を庁内でいち早く予測した。情報システム室での経験や産業界、学術界との交流」に関する文書も開示すべき旨主張しているが、当初の開示請求書の記載は、「第４次産業革命時代の「特許・標準化・データ戦略の検討」に関す

る文書（例えば、会議議事録・会議開催年月日・出席者名簿・提出書類・議会における想定問答集・検討書・報告書等）」であり、「「I o T（モノのインターネット）時代の到来を庁内でいち早く予測した。情報システム室での経験や産業界、学术界との交流」に関する文書」が含まれる余地はなく、請求対象文書に該当しない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がなく、原処分は適法かつ妥当であると考えられることから、本件審査請求は棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 令和6年7月29日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 令和7年1月30日 | 審議 |
| ④ 同年2月19日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条5号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、特定職員や「ある女性幹部」に関する会議議事録・会議開催年月日・出席者名簿・提出書類・議会における想定問答集・検討書・報告書等（以下「文書A」という。）、議会における想定問答集（以下「文書B」という。）及び「I o T（モノのインターネット）時代の到来を庁内でいち早く予測した。特定部署での経験や産業界、学术界との交流」に関する文書（以下「文書C」という。）の追加特定を求めているものと解されるところ、諮問庁は、本件対象文書を特定した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

（1）本件対象文書の特定の妥当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、別紙の1のとおり、特定職員が職務として関わった「第4次産業革命時代の「特許・標準化・データ戦略の検討」」に関する文書を求めるものと解した。

本件開示請求書に記載された特定記事の配信時期から、平成28年から同29年に第4次産業革命時代における特許制度の在り方等について検討した会議（以下「本件会議」という。）に関する文書を本件対象文書として特定した。

イ 「第4次産業革命時代の「特許・標準化・データ戦略の検討」」に関する文書は、本件対象文書の外に存在は確認できなかった。

ウ 審査請求人の主張のうち、文書Bについては、本件会議の開催状況等を国会に報告したことはなく、文書Bに該当する文書は作成も保有もしていない。

エ 審査請求人の主張のうち、文書A及び文書Cについては、特定記事において「第4次産業革命時代の「特許・標準化・データ戦略の検討」」とは別の場面で記載されており、本件開示請求の範囲を超えた文書の開示を追加で求めていると考えられる。本件開示請求書の記載から、「第4次産業革命時代の「特許・標準化・データ戦略の検討」」に該当しない文書まで本件開示請求の対象に含まれていたと解することは困難である。

なお、仮に、「第4次産業革命時代の「特許・標準化・データ戦略の検討」」に関する会議議事録等の文書を求める主張であったとしても、本件対象文書の外に文書A及び文書Cに該当する文書は作成も保有もしていない。

オ したがって、原処分において、文書Aないし文書Cを特定しなかったことは妥当と考える。

カ 本件審査請求を受け、念のため、担当部署の書架、書庫及び共有フォルダ等を探索したものの、本件対象文書の外に本件開示請求の対象として特定すべき文書の存在は確認できなかった。

(2) 本件開示請求文言から、本件開示請求の対象を上記(1)アのとおり解し、文書A及び文書Cが本件開示請求の対象に含まれていたと解することは困難であるとする上記(1)エの諮問庁の判断は首肯でき、当該各文書は本件開示請求の対象に含まれないと解するのが相当である。

また、文書Bに該当する文書は、作成しておらず保有していないとする上記(1)ウの諮問庁の説明は不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。上記(1)カにより諮問庁が行ったとする探索の範囲、方法も不十分とはいえない。

したがって、特許庁において、本件対象文書の外に本件開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、審査請求から諮問までに約2年7か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、特許庁において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子、委員 太田匡彦、委員 佐藤郁美

別紙

1 本件請求文書

インターネットで配信されている特定記事において

『「【生かせ！知財ビジネス】特許庁・特定職員逝去（中略）特定職員は「特許庁の情報システム改革の仕事ぶりで知られるが、近年は地方創生のための「事業プロデューサー派遣事業」や第4次産業革命時代の「特許・標準化・データ戦略の検討」などに関わっていた。IoT（モノのインターネット）時代の到来を庁内でいち早く予測した。特定部署での経験や産業界、学术界との交流が役に立った。宗像直子特許庁長官は、特定日付の特定新聞に寄せた追悼文で、特定職員への思いをつづっている。大きな目がキラキラしている笑顔と、エネルギーあふれる話ぶりに、初対面ながら、一気にひき込まれた。「仕事が大変なことは、病気も含めてたくさんありましたけど、いろんな人とのつながりで乗り越えてくれました」「女性とか男性とか、関係ないですね。そういうこと考えないで仕事してきました」

宗像長官が“女性が働きやすい職場”の評価が高いという実像を聴きたくて女性職員数名と懇談した時のことだった。特定職員をよく知る同庁幹部は「それが特定職員の気持ちであり、長官も共感したのでは」と話す。特定職員はかつて「大変だった特定部署時代を乗り越えられたのは、庁内の仲間だけではなく、庁外の人たちも助けてくれたからだ」としみじみ語っていた。人のつながりが重要だと考えた特定職員は特定役職就任時に「怒られる、恥ずかしい、面倒くさい、とならず、まずは誰もが安心して言い合える職場にしたい」と語っていた。何でも職員と話し、つながりを持った。病名を知る職員も多かった。そして目指したのは“楽しい職場”だ。それは「最後までがんばってもらおう。仕事なので」という厳しい指導方針とも表裏をなしていた。ある女性幹部は「宴席で若手へ『（私自身）生きているだけで幸せ。励まし合い、楽しく乗り越えていこう』と言っていた。仕事はつらいが彼女はもっとやりたかったはず。だから今も『みんな楽しくやって』と言っていると思う」と話した。（特定媒体 特定記者）」旨記載されているが、このなかの「第4次産業革命時代の「特許・標準化・データ戦略の検討」」に関する文書（例えば、会議議事録・会議開催年月日・出席者名簿・提出書類・議会における想定問答集・検討書・報告書等）。

2 本件対象文書

文書1 第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する
検討会（第1回）資料・議事要旨

文書2 第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する
検討会（第2回）資料・議事要旨

文書3 第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する

- 検討会（第3回）資料・議事要旨
- 文書4 第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する
検討会（第4回）資料・議事要旨
- 文書5 第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する
検討会（第5回）資料・議事要旨
- 文書6 第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する
検討会（第6回）資料・議事要旨
- 文書7 第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する
検討会（第7回）資料・議事要旨
- 文書8 第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する
検討会（第8回）資料・議事要旨
- 文書9 第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する
検討会（第9回）資料・議事要旨
- 文書10 第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する
検討会（第10回）資料・議事要旨
- 文書11 第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する
検討会報告書（報告書概要・参考資料含む）